

令和 5 年 11 月 24 日

習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価手続の状況

1 根 拠

千葉県環境影響評価条例（平成 10 年 6 月 19 日 条例第 26 号）

2 事業概要

- (1) 事業者の名称：習志野市
- (2) 対象事業の種類の詳細：廃棄物焼却等施設の新設
- (3) 対象事業実施区域の位置：千葉県習志野市芝園 3 丁目 2 番 1 号及び 2 号
- (4) 対象事業の規模：219 t/日

3 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

千葉市、船橋市、習志野市

4 事業計画概要書

送付：令和 5 年 7 月 7 日（金）

公告：令和 5 年 8 月 1 日（火）

縦覧：令和 5 年 8 月 1 日（火）～令和 5 年 9 月 7 日（木）

5 環境影響評価方法書

送付：令和 5 年 8 月 10 日（木）

公告：令和 5 年 9 月 8 日（金）

縦覧：令和 5 年 9 月 8 日（金）～令和 5 年 10 月 10 日（火）

方法書説明会：令和 5 年 9 月 13 日（水）

令和 5 年 9 月 14 日（木）

令和 5 年 9 月 16 日（土）

住民等意見提出期限：令和 5 年 10 月 25 日（水）⇒意見なし

市長意見提出期限：令和 5 年 11 月 13 日（月）⇒意見あり（千葉市・船橋市）

知事意見提出期限：令和 6 年 1 月 23 日（火）

6 千葉県環境影響評価委員会に係る審議（方法書）

(1) 諮問：令和 5 年 8 月 17 日（木）

(2) 審議：令和 5 年 9 月 28 日（木）

(3) 審議：令和 5 年 11 月 24 日（金）

(4) 答申案審議：令和 5 年 12 月 21 日（木）